

京都市原谷地域包括支援センター指定介護予防支援事業所 指定介護予防支援契約書

_____（以下「利用者」といいます。）と社会福祉法人七野会（以下「事業者」といいます。）は、介護保険法の規定による介護予防支援の提供について次のとおり契約します。

第1条（介護予防支援の目的及び内容）

事業者は、利用者に対し、介護保険法等の関係法令及びこの契約書に従い、介護予防の効果を最大限に発揮し、利用者が生活機能の改善を実現できるよう、利用者の心身の状態等に応じて、適切な介護予防サービス計画（以下「計画」という。）を作成するとともに、計画に基づいて適切な介護予防サービス等の提供が確保されるよう、指定介護予防サービス事業者等（以下「サービス事業者等」といいます。）との連絡調整その他の便宜を図ります。

第2条（契約の有効期間）

- 1 この契約の有効期間は、契約締結日から利用者の要支援認定の有効期間満了までとします。
- 2 利用者が有効期間満了までに更新を行わない旨の意思表示をしない場合には、この契約は同じ条件で、1年ごとに自動更新されるものとします。

第3条（介護予防支援の担当者）

- 1 事業者は、介護予防支援の担当者として保健師その他の介護予防支援に関する知識を有する職員を選任し、適切な介護予防支援の提供に努めます。
- 2 事業者は、前項の担当者を選任し、又は変更する場合には、利用者の状況及び意向に配慮し、事業者側の事情により担当者を変更する場合には、あらかじめ利用者と協議します。
- 3 事業者は、担当者に対し、専門職として常に利用者の立場に立ち、誠意をもってその職務を遂行するよう指導するとともに、必要な対応を行います。

第4条（身分証携行義務）

- 1 事業者は、事前に利用者又はその家族に対して、担当者の氏名を連絡します。
- 2 担当者は、常に身分証を携行し、初日に利用者を訪問するときは、利用者又はその家族に身分証を提示します。
- 3 職員は、2回目の訪問以後も、利用者又はその家族から身分証の提示を求められたときは、身分証を提示します。

第5条（サービス実施の記録等）

- 1 事業者は、定期的に、計画に記載したサービス提供の目標等の達成状況等を評価し、その結果を介護予防支援の提供に関する記録（以下「サービス実施記録」といいます。）の書面に記載し、利用者に説明のうえ、その写しを交付します。
- 2 事業者は、サービス実施記録を作成した後5年間保存するものとし、利用者の求めに応じて閲覧に供し、又はその写しを交付します。

第6条（利用料）

介護予防支援の利用料の額は、介護報酬の告示の額とします。なお、法定代理受領により当法人に対して支払われる場合は、利用者の自己負担はありません。

第7条（介護予防支援の一部の委託）

- 1 事業者は、必要に応じ、介護予防支援のうち次の業務について、厚生労働省及び京都市が定める要件に該当する指定居宅介護支援事業者に委託することができます。
 - (1) 指定介護予防支援に係るアセスメントの実施
 - (2) 計画の原案の作成
 - (3) サービス担当者会議の開催
 - (4) 利用者に対する計画原案の説明
 - (5) 利用者及びサービス担当者に対する計画書の交付
 - (6) モニタリングの実施
 - (7) 介護予防に係る効果の評価
 - (8) 保険給付に係る給付管理業務
 - (9) 利用者及びサービス担当者等との連絡調整
 - (10) その他
- 2 事業者は、介護予防支援の一部を委託する場合、委託することについて、利用者又はその家族に十分説明し、文書による同意を得るとともに、利用者又はその家族に対して、委託契約を締結している指定居宅介護支援事業者の一覧を提示し、その意向を聴取します。

第8条（利用者による契約の解除等）

- 1 利用者は、7日間の予告期間において、事業者にも書で予告することにより、この契約を解除することができます。
- 2 利用者は、次のいずれかの事情が生じた場合には、事業者にも書で連絡することにより、直ちにこの契約を解除することができます。
 - (1) 事業者又はその従業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合
 - (2) 事業者又はその従業者が秘密保持義務に反した場合
 - (3) 事業者又はその従業者が利用者やその家族等の身体、財物、信用等を傷つけ、又

- は著しい不信行為その他この契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- (4) 事業者が破産等の事情により、事業を継続することが困難となった場合
 - (5) 事業者が介護保険法等の関係法令及びこの契約に著しく違反した場合

第9条（事業者による契約の解除）

事業者は、利用者又はその家族が事業者又はその従業者の身体、財物、信用等を傷つけ、又は著しい不信行為その他のこの契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合には、利用者に対して、1箇月の予告期間において、その理由を記載した文書を交付することにより、この契約を解除することができます。

第10条（契約の終了）

- 1 次のいずれかの事情が生じた場合には、この契約は終了します。
 - (1) 利用者が要介護認定において、非該当（自立）又は要介護と認定された場合
 - (2) 利用者が小規模多機能型居宅介護の利用を開始した場合又は特定施設若しくは認知症高齢者グループホームに入居した場合
 - (3) 利用者が入院し、サービスの利用が見込まれない場合
 - (4) 利用者が死亡又は転出等により被保険者の資格を喪失した場合
 - (5) 事業者が指定介護予防支援事業者の指定を取り消された場合
- 2 事業者は、この契約が終了する場合において、必要があると認められるときは、利用者が指定する指定居宅介護支援事業者等への関係記録の写しの引継ぎ、介護保険外サービスの利用に係る京都市又は所管の区役所・支所等への連絡等の調整を行います。

第11条（事故発生時の対応）

- 1 事業者は、介護予防支援の実施に際して利用者の負傷や体調の急変が生じた場合には、医師や家族への連絡その他適切な措置を迅速に行います。
- 2 事業者は、介護予防支援の実施に当たって利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合には、その損害を速やかに賠償します。ただし、事業者の故意又は過失によらない場合は、この限りではありません。

第12条（秘密保持）

- 1 事業者及び従業者は、業務上知り得た秘密について、利用者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除き、契約中及び契約終了後、第三者に漏らすことはありません。
- 2 事業者及び従業者は、当該利用者又はその家族から事前に文書で同意を得ない限り、利用者又はその家族に関する情報をサービス担当者会議等において使用しません。
- 3 事業者は、従業者であった者に対し、従業者でなくなった後においても、業務上知り得た秘密を保持させるための必要な措置を講じます。

第 13 条（苦情対応）

- 1 利用者は、事業者が提供した介護予防支援に関して苦情がある場合又は事業者が作成した計画に基づいて提供された介護予防サービス等に苦情がある場合には、事業者、京都市、区役所・支所又は京都府国民健康保険団体連合会に対して、いつでも苦情を申し出ることができます。
- 2 事業者は、苦情対応の窓口責任者及びその連絡先を明らかにし、苦情の申出又は相談があった場合には、迅速かつ誠実に対応します。
- 3 事業者は、利用者が苦情申出等を行ったことを理由として何らの不利益な取扱いを行いません。

第 14 条（その他）

- 1 利用者と事業者は、互いに信義誠実をもってこの契約を履行するものとします。
- 2 この契約及び介護保険法等の関係法令で定められていない事項については、この契約及び関係法令の趣旨を尊重して、利用者と事業者の協議により決めるものとします。

第 15 条（裁判管轄）

利用者と事業者は、この契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者の居住地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とします。

この契約が成立したことを明らかにするために、この契約書を 2 通作成し、利用者と事業者がそれぞれ署名押印したうえで、1 通ずつ保有します。

年 月 日
(利用者) 住所 _____
氏名 _____ 印
(代筆者氏名)
氏名 _____ 印
(利用者との関係) _____

事業所 住所 京都市北区平野八丁柳町 6 6 - 3
事業所名 京都市原谷地域包括支援センター
指定介護予防支援事業所
代表者名 理事長 井上 ひろみ 印